別紙

令和８年度大阪市中央卸売市場事業会計予算

（総　則）

第１条　令和８年度大阪市中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴ 取　扱　数　量

青　果　物	692,600 トン
水　産　物	123,800 トン
加　工　食　料　品	2,100 トン

⑵ 建設改良事業の概要

本　場　整　備　事　業	2,349,000 千円
東　部　市　場　整　備　事　業	1,121,000 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　　入

		千円
第１款　市場事業収益		7,945,240
	千円	
第１項　営業収益	6,661,040	
第２項　営業外収益	1,284,200	

支　　　出

		千円
第１款　市場事業費用		9,457,778
	千円	
第１項　営業費用	8,961,424	
第２項　営業外費用	495,354	
第３項　予備費	1,000	

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,844,387千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,193千円及び損益勘定留保資金2,630,194千円で補塡するものとする。）。

収　　入

		千円
第１款　資本的収入	千円	4,059,355
第１項　企業債	3,470,000	
第２項　出資金	589,355	

支　　出

		千円
第１款　資本的支出	千円	6,903,742
第１項　建設改良費	3,470,000	
第２項　企業債償還金	3,433,742	

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限度額
	令和　年度	千円
本場西棟アスベスト対策工事	９～10	907,278
本場東棟冷却水ポンプ等設備改良工事	9	322,000
物品・業務委託等中央卸売市場事業	9	271,104

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備事業	千円 3,470,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	年9.5％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。 なお、公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、18,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの補助金）

第９条　一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、634,624千円である。

（たな卸資産の購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。